

## 【談話】 子ども・子育て支援金制度を批判する

京都府保険医協会副理事長 渡邊賢治

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が国会提出(2月16日)され、4月18日に衆議院で可決した。同法案は国の「異次元の少子化対策」の具体化とその財源確保を目的とする。本法案の批判すべき点を3つ述べたい。

### 1. 制度創設の基本理念が誤っていることの問題

1つは制度創設の基本理念が誤っていることである。2023年施行の「こども基本法」は「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障される」と福祉・教育を受ける権利を謳う。にもかかわらず同年12月発表の「こども未来戦略」の「基本的考え方」は「急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす」と述べ、政権の進める少子化対策の目的が経済成長にあると述べている。子育て・保育の制度は子どもの生命と健康を守り、発達を保障すること自体を目的に構想されるべきである。国の少子化対策は根本理念が誤っている。

### 2. 法案に盛り込まれた内容自体の問題

2つめは、法案に盛り込まれた内容自体の問題である。法案には児童手当拡充等とともに「こども誰でも通園制度」創設が盛り込まれている。同制度は「月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に通園が可能な仕組み」とされ既にモデル事業が展開されている。同制度には保育関係者・識者から批判が噴出している。これは基本法で子どもの「最善の利益」を謳いながら、3歳未満の子どもたちが「大人の事情」のみで予期せず様々な事業所に預けられることが、子ども育ちにとってどのような影響をもたらすのか何ら考えない政策への本質的批判である。さらに市町村の関与なく、保護者と事業者の直接契約を導入、営利企業参入も想定した保育の市場化戦略の一環であり「介護保険型」への移行を意図していることも看過できない。

### 3. 財源調達のために社会保険制度を利用することの問題

3つめは、財源調達のために社会保険制度を利用することの問題である。国は新たな施策の財源として「子ども・子育て支援金」を被用者保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料に上乗せし、調達する。全制度平均で加入者一人あたりの支援金額は2026年度250円、2027年度350円、2028年度に450円とされ、2028年度の見込みで計1.3兆円の財源調達である。公的医療保険制度は子どもたちも含め、医療サービスを保障するための仕組みである。国が歳出改革の主標的として医療給付費の抑制を目指し、療養の給付範囲の縮小を進めることでその本来機能すら低下させる一方で、制度目的とは関係ない費用の保険料からの上乗せ徴収は論理的な説明がつかない。公的医療保険を収奪の道具と見做すも同然のあまりに筋の悪い方策である。

子どもたちのための制度は「子どもを真ん中」に制度設計しなすこと。公的医療保険制度は医療保障の仕組みとしての機能をより発揮できるようにすること。真に必要な財源は法人税や所得税の税率見直しや金融取引税の創設等の税制の見直しや防衛費増計画の見直しによって確保すべきである。

2024年4月25日